

Title	農民身分の解体：一つの事例
Sub Title	Peasant tenure, its crisis : a regional example
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.9 (1961. 9) ,p.818(86)- 827(95)
JaLC DOI	10.14991/001.19610901-0086
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610901-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

農民身分の解体

—一つの事例—

渡 辺 國 廣

十七世紀においても中世に引続き領主なき土地はなかった。いわゆる自由地なるものは非常にまれな存在であった。とりわけ北フランスでは少なかった。すべての土地は『ヒーフ』か、『サンス』を負担する農民の『テニユア』たるべきはずであった。これら『テニユア』は相続・分割・交換・譲渡ができる。従って実際は農民の真の財産というほかなかったわけで、領主は『サンス』を負担せしめるということによりこれら『テニユア』に対する支配権を具体化しようとしたのであった。『サンス』は極度に軽少で、革命期の土地税をはるかに下廻る額であったといわれた*。

『サンス』の徴収を果すべく領主は土地台帳を作成した。従って土地台帳によってその村における『テニユア』の保有の状況が判明するわけである。しかし革命の混乱期に土地台帳の多くは散逸してしまっているのが現状であろう。もし残存するものがあつたとす

る。しかし一つの村に多数の領主が入組んでおり、従ってすべての領主が同一時期に作成した土地台帳がすべてそろって残存しない限り、その村について『テニユア』の保有の状況を判明することは不可能であろう。実際にそのような村で土地台帳がまとまって残っているということはほとんど奇蹟に近かつたのである。村の全体が一人の領主に属さなければ、土地台帳から『テニユア』の保有の状況を判明することは不可能であった。

また村の全体が一人の領主に属していたとする。しかしその場合も土地台帳で完全に残存するものは少ない。従って『テニユア』の保有の状況について完璧を期したいと思えば、農民自身の申告によって作成された公証人の記録を同時に参照せざるを得ない。例えば婚姻届、遺産目録、貸借借や移譲の契約。これらの記録からその農民一人が保有する財産規模は判明する。しかし彼が各村で保有する『テニユア』の規模について一々割出すことはできない。大抵の農民は数村にわたって『テニユア』を保有しており、従って彼の財産

規模はそのまま彼が一村で保有する『テニユア』の規模を示さなかつたのである。

史料の操作に際しもはや若干の困難は避けられない。史料の散逸が困難を倍加した。このため土地財産の帰属については依然として概括的な発言が不可能であった。個別例の提示で満足しなければならぬという事情は遠く十八世紀末についても変らなかつたのである**。

しかしマンヌン村ではどうか。ヌーフヴィル家は一六六三年にコルベニュー西方の村々を領地として与えられ、それらをもってヴィルロワ公領と称した。マンヌンはこの公領を構成する一村で、ヴィルロワ公がただ一人の領主としてそこに君臨していた。領内の他の村々と違い、ヴィルロワ公の権力はマンヌン村の全域に及んでおり、その意味で例外的な存在であった。従って『テニユア』の保有の状況を示すべく最小の困難で足りた。

* かかる評価については Paris et Ile-de-France, Mémoire, IX, 1957-1958, Paris, 1942, p. 181 を参照。

** Georges Lizerand, Le régime rural de l'Antienne France, Paris, 1942, p. 172 の記述を注意。

二

マンヌン村の面積は全体で二、四五〇アルパンといわれた。十八世紀に作成された地図によれば、建物、囲い場と菜園、道と川で五

農民身分の解体

〇〇アルパン。森林と荒地を除いて、耕地一、五〇〇アルパン、葡萄園一四〇アルパン、牧草地一九〇アルパンであった。また十七世紀末の土地台帳によれば、耕地一、四八〇アルパン、牧草地五〇アルパン、葡萄園八〇アルパンという。これから推して一般に耕地は全体のほぼ八五パーセントを占めるものとみていい。

もともと土地は農民に帰属するはずであった。また農民はすべての土地に対し村の生活者として共同の利用を認められていた*。しかし十六世紀にはいって農民のそうした境遇に変化が起り、十七世紀になって変化はますます本格化していった。こうしたなかで農民は『テニユア』を追われ、土地は農民の手から完全に離れてしまった。土地について私有が起つたのである。マンヌン村では土地の七〇パーセント以上がいわゆる他所者に属することになったといわれた。同時に土地の集積が進行し、同じマンヌン村で五〇アルパンを越える土地財産が耕地の三分の二を占めるようになった。

これはまた『テニユア』が『ファルム』として再編される過程でもあった。『ファルム』の所有者は通例その経営を『ラブルール』に委嘱していた。『ラブルール』はそのことにより『フェルミエ』と呼ばれた。『ラブルール』は役畜の所有者として『ファルム』の経営を引受けることができたのであった。そのことにより『ラブルール』自身も大きく変化した。『ファルム』の経営を引受けることで得たものを土地の集積に投ずる者もあつた。農民として自立をめざす人々で、これら『ラブルール』にとって共同地が『ファルム』

にまで組込まれようとしていることは最大の脅威であった。そしてこの脅威がやがて『ファルム』の所有者に対する強い反発心に変っていった。当時の技術水準で共同地の存否は彼の経営を左右するほどの影響力があったのである。

フランス農業の展開過程で『ファルム』はそれほど重大な位置を占めていた。その所有者は誰か。端的に言って貨幣の価値低下から収入に不足を来した人々が『ファルム』の設定に向い努力を重ねていた。貨幣収入にもっとも多くを依存する人々において関心は最大であった。従って『ファルム』はそれ自体経済変動の所産というほかない。具体的にどういった人々がいたか。

第一に教会を挙げる事ができよう。エソソヌ村でサン・ジャン騎士会が所有する土地財産は二〇〇アルパンから二五〇アルパンに達していた。これは村の耕地の一〇パーセントから二二パーセントに相当したという。その三分の二は牧草地であった。また同会はヴァラベ村に葡萄島若干、耕地三〇アルパンを所有した。バラシクル村にソサイ騎士会は二二五アルパンの土地財産を所有していた。これは村の耕地の全体の二二パーセントから一三パーセントに相当した。また同会はオーヴェルノール村に三〇アルパンを所有していた。モンドヴィル村で教会の『ファルム』は一六〇アルパンといわれ、村の面積の一パーセントに相当した。シャランビエ村の教会領は一〇〇アルパンであった。しかし一般に教会の土地財産は各村で耕地の四パーセントから八パーセントを占めていた。マンヌシ村

では五パーセントである。またフォントネ・ル・ヴィコント村では五・五パーセントであった。教会の『ファルム』が村全体の一五パーセントを占めるということはまれな事態に属したのであった。

しかし教会が集積した土地は単に耕地だけに限らなかつた。マンヌシ村で教会は牧草地全体の一五パーセントを掌握し、最大の占居者となつた。葡萄島ではそれがわずかに三パーセントで、葡萄島所有者のなかでも最小の部に属した。他の村々について所有の規模を示してみよう。牧草地では、フォントネ・ル・ヴィコント村においてはわずかに一パーセント、これに対しバラシクル村では教会が牧草地の全体の二〇パーセントを占有していた。前述のサン・ジャン騎士会がエソソヌ村で集積した葡萄島は全体の二〇分の一であったのに対し、牧草地では四分の一を所有していた。また前出のソサイ騎士会はバラシクル村で牧草地の三分の一を掌握した。この会の財産のほとんど半分は牧草地であつたという。これに対し同会がバラシクル村で集積した葡萄島はかなり小さな規模のものであつた。一般に葡萄島が教会にとって本質的な財産とは思えない。牧草地がより重要で、教会はその集積に異常な関心を寄せていた。しかし全体として教会の土地財産の大部分は耕地であつた。

世俗で最大の土地財産を所有したのは領主のヴィロワ公。彼はマンヌシ村に牧草地その他で六五〇アルパン以上を所有していた。これはマンヌシ村の耕地の全体の三分の一以上に相当した。彼はまた同じマンヌシ村に森林と開い場を所有し、それらで共同地の半分

を占居していた。領内の他の村々で彼が所有する土地財産と合すれば、彼は耕地で二、二〇〇アルパンから二、四〇〇アルパン、牧草地で一五〇アルパンを所有することになった。これらをもって彼は一〇の『ファルム』を構成した。その最大のものは四五〇アルパン、最小のもので一五〇アルパンであつた。耕地だけを考えれば、彼の財産は五〇〇ヘクタール。もし開い場・森林・屋敷・納屋・水車場・圧搾場を加えれば、一、〇〇〇ヘクタールにも達したといわれる。また彼と並んで中小の貴族が所有する『ファルム』の存在も無視できない。マンヌシでは村の耕地の六・五パーセントがこの種の人々に属したという。しかしこれら中小の貴族でマンヌシ村に『ファルム』を所有する者はただの二人、この二人の土地財産を合しても精々一〇〇アルパンであつた。従ってヴィロワ公がマンヌシ村に所有する土地財産にはるか及ばなかつたこというまでもない。これに反し他の村々では中小の貴族の進出が目立つ。リス村やクルクローヌ村ではバイエール伯が勢力を振り、モンソー村では中小の貴族の占有する土地財産が全体で二五〇アルパンにも達していた。もっと南に下つてモンドヴィルやヴィデルの村々では『ファルム』が一、二ほど存在した。平均の規模は八〇アルパンから一五〇アルパン。これらもまた中小の貴族の所有するところであつたという。

しかしもっと重要なのは法服の貴族や市民、高級官吏が所有する『ファルム』であつた。マンヌシでは村の耕地の四分の一がこの種の人々に属していたという。一例としてバルタザール・ショドン、

彼は下級貴族で、執達吏として裁判所に出仕していた。マンヌシ村ではヴィロワ家に次ぐ『ファルム』の所有者で、土地と牧草地を合して二〇〇アルパン以上を集積していた。またより小規模な『ファルム』の所有者の一人にモレがいた。彼がマンヌシ村に所有する『ファルム』は六〇アルパンから八〇アルパンといわれた。いずれにしてもヴィロワ公には遠く及ばなかつた。しかしフォントネ・ル・ヴィコシト村で事情は正反対であつた。ヴィロワ公の所有財産は精々一九〇アルパン。これに対しクロード・ドゥノワエとジャンク・プレティエで村の耕地の半分を所有していた。二人はいずれも下級貴族、前者は王の財政顧問、後者はルアンの収入役を務めていた。エシャルコン村ではガスパル・ドダンが四四〇アルパンの『ファルム』を所有していた。これは村の耕地の三分の一に相当したという。彼は下級貴族で、王の財政秘書であつた。リス村にペロールは二〇〇アルパンの『ファルム』を所有していた。彼は高級軍人。もとの『ファルム』は前出のバイエール伯に属す。エソソヌ村でドゥジャルダンが所有する『ファルム』は一五〇アルパンという。彼はパリ高等法院の顧問であつた。また同じ顧問たるアレクサンデル・ルニョールはマンヌシ村に一〇〇アルパンの『ファルム』を所有していた。またショドン、ドゥノワエ、プレティエ、ドダンがマンヌシ、フォントネ、エシャルコンの村々に所有する『ファルム』の規模は全体で一、五〇〇アルパンにも達したという。これらは貨幣収入にもっとも多くを依存する人々であつた。従って貨幣の価値

低下は深刻な打撃を与えずにおかなかったのである。このことを反映して彼らにおいては『ファルム』設定への関心が目立って強かったのであった。

これに対して商人はどうか。一言でいえば、大した規模を集積していない。都市から遠く離れば、商人の『ファルム』は目立って少なくなった。マンヌン村で『ファルム』を所有する商人は四人から五人。パリ、コルベージュ、エタンブの商人たちで、集積規模は全体で五〇アルパンといわれた。しかしエソンヌ、ヴィラベの各村には商人で『ファルム』を所有する者がかなりみられる。河川の便がよく、容易に接近できたためであった。コルベージュの商人たちは近郊に小規模な『ファルム』を所有していた。一例として毛織商ジャック・ダルボンヌ。彼の所有する『ファルム』は二〇アルパン、すべて葡萄畑と牧草地からなる。またパリの毛織商ビードセイグルの所有する『ファルム』は全体で三〇アルパン。それらはコルベージュ近郊やエソンヌ村に散在していた。商人の『ファルム』が目立つのは都市周辺で、とりわけコルベージュ近郊が多かった。

十六世紀にはいり農民の『テニエ』は減少し、代ってそこに『ファルム』が設定された。この傾向は十七世紀になってとくに顕著に進行した。開放耕地の圧倒的部分がこれにより『ファルム』に転化したとさえいわれる。土地は農民の手から離れ、農業とは関係のない人々の手に移った。その事情を以上において概観した。マンヌン村では全体の七〇パーセントの土地が他所者に渡ってしまった。

三

『ファルム』の拡大で開放耕地は圧迫された。従って農民が土地財産を維持し、そのことによって自立することの困難は増加していった。『ファルム』の設定は一方において農民を土地から締め出す過程でもあったのである。

『ラブルール』すらその所有規模の平均は二二アルパンに落ちてしまったといわれた。^{*}かくして彼は『ファルム』の経営を引受けることに自活の途を求めざるを得なかったのである。そのことによって彼自身も大きく変化していった。『ラブルール』は役畜を所有し、従って新しい事態に容易に順応できたわけである。

自分の役畜や農具で経営に当たれば、彼を『ラブルール』という。しかし彼の土地財産は今や役畜を充用すべくあまりに手狭なものであった。所有規模の平均が一五アルパンといわれたことは前述した。しかし実際はそれを下回る場合が多かったのである。例えばマンヌン村の五人の『ラブルール』は平均八アルパンを所有するに過ぎない。しばしば『ラブルール』は他村に若干の土地財産を所有していた。多くは結婚に際し妻から得たものであった。しかし六〇アルパンを所有するほどの『ラブルール』は例外的な存在であった。普通『ラブルール』は一五アルパンから一五アルパンを所有していたとみられる。従って自立農民とはいえない。にもかかわらず彼は社会的に村で高い地位を占めていた。これは何よりも

農民身分の解体

た。従って農民の手に残ったのは全体の三〇パーセント、精々四〇〇アルパンといわれた。しかもこれを二三〇の家族で分有しなければならぬ。従って一家族の平均は四アルパン。最高の規模を誇る者で八アルパンであった。これでは明白に農民として自立できない。当時農業で独立の生計を維持するため豊作時ではほぼ三〇アルパン、不作時でその倍の六〇アルパンの経営規模が必要であった。従って万全を期すため最大限六〇アルパンは絶対に不可欠といわれた。地力の大きな地方において然り。地味貧乏な地帯ならば、経営規模はそれだけ大きくなければならぬ。『テニエ』を追われた農民は生活のため他に依存せざるを得なかったのである。多少でも土地財産を所有する者は軽度の依存で足りたというに過ぎない。程度の差でしかなかった。『ファルム』の経営に食込むことはこれら農民にとって生活のため残された唯一の機会といってもよかったのである。

* 所有権の停止された状態で、いわば一種の社会主義であった。Annales d'histoire économique et sociale, t. 2 所収 Bloch, M.: La lutte pour l'individualisme agraire dans la France du XVIII^e siècle, p. 330 の発言に注意。

** 革命を必要とする一つの力はそうしたことなかで形成された。革命は一面において自立をめざす農民の蜂起でもあった。

*** 以下の記述において必要な材料はすべて前出の Mémoires, pp. 184-189 から拾った。

彼が『フェルミエ』たり得たためであった。

しかし同じく農業者でも『ヴィニエロン』と『シャルティエ』、『マヌヴリエ』と『シャルティエ』が受けた影響はかなり深刻であった。これらの人々で村の人口のほとんど半分を占めていた。しかし彼らが所有する土地すべてを合しても村の全体の二〇分の一が精々であった。従って平均の所有規模は二・五アルパン。その四分の一は葡萄畑であったという。^{*}『ヴィニエロン』が一人土地財産の所有者として傑出していた。しかしこの時期には耕地で二・六アルパン、葡萄畑で〇・八アルパンの所有に落ちてしまっている。大部分は葡萄畑数ベルシェと四分の一アルパンの菜園を所有するにとどまった。従って自分の葡萄畑では自立が不可能なというまでもない。一方『マヌヴリエ』と『シャルティエ』は文字通りの無産者に落ち、他に對する依存度を深めていたのであった。

葡萄畑では大量の労働が必要であった。しかし耕地に比して収穫は多い。葡萄畑四アルパンは耕地一五アルパンに相当した。従って葡萄畑は耕地の四倍の価値を持つといわれた。かくして『ヴィニエロン』は賃借した土地を葡萄畑に転換しようとした。葡萄は穀物よりも換金が容易なためであった。例えばマンヌン村では一六九〇年から一七九〇年の間に葡萄畑が二倍に増加している。『ヴィニエロン』は積極的に拡張のための仕事に応じた。彼はこれを賃借し、そのことで生活を立てようとしたのであった。この時期に『ヴィニエロン』の重点は完全に葡萄畑の賃借に移ってしまった。

この時期に『マヌヴリエ』が文字通りの無産者にまで落ち、他に對する依存の程度を深めつつあったことは前述した。普通は『ファーム』の常雇が臨時雇として生活していた。大抵は臨時雇として必要に応じて『ファーム』に雇われて出た。妻や子を持ち、一家を形成していた。この境遇から脱するため『マヌヴリエ』は土地を賃借しようかと思つた。しかし『ファーム』の拡大で『マヌヴリエ』が賃借できる余地はなかつた。狭い土地を賃借することはかえつて割高であつた。加えて少しでも大規模に賃借しようと思えば、鋤や役畜の購入資金が必要である。かくて『マヌヴリエ』は生活に必要なだけ共同で賃借しようと思つたのであつた。『マヌヴリエ』が業者としてとどまることは容易でなかつたのである。『マヌヴリエ』はしばしば劣等地、荒廢地、沼地を賃借した。しかし狩猟や牧畜が主目的であつた。ここにいたり『マヌヴリエ』は農業者たることを放棄した。また『マヌヴリエ』も葡萄を栽培するという条件で安く土地を賃借する場があつた。そのことによつて『マヌヴリエ』は『ヴィニエロン』への転進を考えたのであつた。しかしこれと容易ではない。『ファーム』の拡大は『ラブルール』を除く村の住民を農業者の地位から追落してしまつた。『ファーム』の拡充のなかで農民身分は解体を続けたのであつた。

共同地が『ファーム』に組込まれるようになってこの傾向はいよいよ促進された。当時の技術水準で共同地は農業それ自体の維持のため不可欠な存在であつた。共同地を欠いて農民の生活は考えられ

た。農民は各耕区で地条のいくつかを『テニエア』として受取つた。しかしその地条が一つ場所にまとまつていてということとはなかつた。これによつて地味の違いを相殺し、伝統的な平等関係の崩壊を阻止しようという意図があつた。『テニエア』はいくつかの地片を構成しながら耕区内に広く散在してゐた。いわゆる混在の状態にあつたのである。

こうした状況は『ファーム』の設定ということによつても改変できなかつた。土地が少量ずつ執拗に集積されたためであつた。従つて『ファーム』はもともと一つのまとまりを持つはずがなかつた。散在する地片から一部を取奪することで『ファーム』が形成されてゐた。従つて『ファーム』を構成する土地は意外に散在してゐる。『ファーム』がまとまつた小宇宙を形成するということはほとんど起り得なかつたのであつた。『ファーム』は種々な規模の地片の合成としてかなりの普及を示してゐた。

マンヌシ村ではどうか。地片は三つの種類に大別することができた。第一は一アルパン以下のもの、第二は一アルパンから一〇アルパンまでのもの、第三は一〇アルパン以上のもの。マンヌシ村では第一の一アルパン以下の地片が一、五〇〇ほどあり、その全体で五〇〇アルパンの規模に達してゐた。従つて地片の平均面積は〇・三三アルパンであつた。第二の一〇アルパンまでの地片は二五〇を数え、全体で五〇〇アルパンの規模に達してゐたという。従つて地片の平均の規模は二アルパンであつた。第三の一〇アルパン以上の規

農民身分の解体

ない。しかしマンヌシ村では共同地が完全に消滅してゐたという。オルモワ村でも目立って減少してゐた。またヴィラベ、エソヌヌ、リスの各村では共同地が皆無であつた。エシャルコン村では十八世紀に共同地が四〇アルパン、従つて十七世紀により広大なものがあつたと思えない。しかしもっと南に下れば共同地がかなり温存されてゐる。もっとも村の負債を支払うため徐々に減少しつつあつたけれども。

『ファーム』は農民身分を解体しながら拡大してゐた。その事情は上述した。かつて農民は『テニエア』を保有し、共同の権利に守られながら村で生活してゐた。『ファーム』はこの状態の完全な改変を迫るものであつた。『テニエア』を追われ共同地を取奪された時、農民は裸の存在として賃労働に糊口の途を求める以外になつたのであつた。そしてこの無産者の労働を基礎に『ファーム』は急速に拡大してゐた。『ファーム』は無産者を創出する以外に拡大の途を知らなかつたのである。

* かかる評価については前掲の Mémoires, p. 190 に注意。

** Mémoires, p. 191 の評価。

*** 共同地の問題については Mémoires, p. 191 参照。

四

開放耕地は三つの耕区に分かれてゐた。うち二つで冬穀と春穀を取獲し、他は休閑に付された。耕区は地条の群から構成されてい

模の地片は全体で五五〇アルパンに達した。しかしこれ以上のことは不明。ただしそのうち九つの地片について面積の合計が一二五アルパンということは知られてゐる。その限り平均規模は一四アルパンとみることができよう。

第一に一アルパン以下の地片が一、五〇〇。それが全体で五〇〇アルパンの規模に達す。また第二の一アルパンから一〇アルパンまでの地片が二五〇、その全体で五〇〇アルパンの規模。従つてこれから推して耕地については地片の平均規模〇・五五アルパンとみていい。しかし牧草地については平均がもっと低く、〇・四四アルパン、葡萄園についてはさらに一段と低くて、〇・一四アルパンであつた。葡萄園で一アルパン以上の地片はマンヌシ村でたった二つだけであつた。牧草地では、ヴィルロワ公の牧草地は非常に細分されている。賃貸に出されることが激しかったためであつた。他は一アルパンまでのもの、一アルパンから一〇アルパンまでのものが目立つ。一アルパンまでのものについては平均が〇・三三アルパン、一アルパンから一〇アルパンのものでは平均一・七アルパンであつた。

フランスでは均分相続が伝統的であつた。相続に関しては両性平等であつたのである。そしてかなり厳密に守られてゐた。このことがまた財産の細分化を一段と促進することになつたのであつた。例えばフルニエ一世の遺産相続の場合。フルニエはマンヌシ村に住み、富裕な『ヴィニエロン』として著名であつた。彼は『ヴィニエ

ロン』として第一級に属した。その死後三人の相続人により遺産が均分相続されることになった。その方法は徹底したもので、屋敷まで嚴重に三分割していた。土地もまたこの仕方に従って分割されたこというまでもない。フランスにおいてはいかなる手段もかかる傾向に対抗することができなかったのである。均分の伝統はかなり根強かった。そうした伝統のなかで地片はますます零細化していったのであった。

『ヴィニエロン』や『マヌヴリエ』ではどうか。その土地財産は一アルパン以下の地片若干から構成されたという。『ラブルール』の土地財産の七〇パーセントもかなり零細な地片から構成されていた。農村の商人の土地財産もかなり細分化していた。これに対しパリやコルベューの商人はかなり大規模な地片しか購入しなかった。このため細分を欲しなかったという。一般に都市の商人の『ファルム』の三分の一は一アルパン以上の地片から構成されていた。法服の貴族や市民がかなり大規模な土地財産を所有していたことは前述した。しかしそれは零細な地片を執拗に集積して完成したものであった。非常に大規模な地片が含まれるということはむしろまれなことであった。マンヌシ村で彼らが所有する土地財産のうち四分の一は一アルパン以下の地片であった。わずかに一五パーセントが一〇アルパン以上の地片。プレティエとドゥノワエの二人はフォントネ・ル・ヴィコント村に土地財産八〇〇アルパンを所有していた。その四分の三は一アルパンから一〇アルパンの地片から構成された。た

だヴィルロワ公だけが一つにまとまった大きな地片を多数所有していた。例えばマンヌシ村の彼の『ファルム』では一〇アルパン以上の地片が半分を占め、地片の平均規模は四アルパンに達していた。またヴィルロワ公がシャンブキエ村に所有する三つの『ファルム』の面積は全体で七五〇アルパン。その三分の二は一〇アルパン以上の地片で構成されていたという。

ヴィルロワ公の土地財産はかなりの安定を誇っていた。分割されるということもなかった。逆に彼は拡大の機会すら狙っていた。また商人のなかにも財産の安定を願って分割を避けようとする者があった。財産の統合を図って交換の挙に出る場合もあった。例えばドダン。彼は一六九二年にミゼリ村の一アルパンをエシャルコン村の半アルパンと交換している。またフォントネ村のプレティエは三年間に森林の地片三〇アルパンほどを購入した。どの地片も一〇アルパン以上。また彼は土地の交換を進めた。小規模の所有者の間でも土地の交換はかなり流行し、例えばエソンヌ村のヴィアンエーメは彼女がヴィラベ村に所有する葡萄畠をエソンヌ村の葡萄畠と交換している。

しかし最初からかなりまとまった地片が維持されている場合があった。例えば教会の『ファルム』がそれである。また貴族の土地財産も細分化を免れた。長子相続によつたためである。都市の市民も実際上の必要から財産の細分を避けることの利益を知っていたといわれる。

成功を取めることができなかったのであった。

* 『ファルム』成立の事情からみて、それがフランス全般にみられるものでないことは明白。とりわけ行政都市の周辺で目立つ。行政都市には貨幣収入の不足に悩む層が多かった。とくにパリ周辺に注意。

* 以下の記述については前掲の Mémoires, p. 192~195 を参照。

貨幣収入の不足に悩む人々は土地を取奪し、土地財産の獲得で生活の安定を期そうとした。『ファルム』の設定はそうした意図の結果であった。従って一括して土地を購入するということは考えられない。土地は徐々に集積され、『ファルム』となった。従って『ファルム』は大小いくつかの地片の合成体にはかならなかった。地片は一つ場所にまとまっていなかった。その事情は前述した。交換によつてこれを統合し、『ファルム』をまとまった小宇宙にしようという努力は認められる。しかし十七世紀の段階でこうした努力は完全な